

予防の定期点検 プラン



**【エバラ × 定期点検 & 予防修繕のご提案】
= 荏原製作所の新しいカタチ**



**長年ご使用いただいているお客様、
新しくポンプを設置されたお客様へお勧めです!**

プラン内容

■ ポンプメーカーの責任をもった点検で機器状態を細かくチェック!

荏原製作所製ポンプはもちろんのこと、他社メーカー製ポンプをご使用のお客様もお気軽にご相談ください。

■ メーカー定期点検による予防修繕をご提案!

年1回、若しくは年2回の定期点検によって、ポンプの運転状況や部品の劣化状況を総合的に判断し、故障を未然に防ぐための予防修繕をご提案致します。(別途有償)

■ 対象機器

給水ポンプ (加圧給水ユニット、直結給水ブースタポンプ、揚水ポンプ)
陸上ポンプ、水中ポンプ、送風機

定期点検の内容

ポンプ、電動機、制御盤、
圧力タンク、センサ類の点検

運転制御の点検

逆流防止装置の点検
(直結給水ブースタポンプの場合)

■ 点検の豆知識 ■

● 圧力タンクの封入圧は1年に1回の確認が必要です。

圧力タンクの空気が抜けた状態に気付かずに運転継続するとポンプの発停頻度が多くなるため、各部品への負担が大きくなり、故障の原因になります。

● 減圧弁も点検のときには確認・調整が必要です。(※減圧弁使用の場合)

加圧給水装置附属の減圧弁は一定の圧力で水を送るために必要な部品であり、設定値にずれが生じると、蛇口からの水圧に影響します。

● 逆流防止装置は性能・機能を適正に保つために、年に1回の点検を行うことが義務付けられています。

逆流防止装置は直結増圧給水ポンプユニット内に設置されています。専用の点検キットを使用することによって、内部弁体の状態を把握し逆流防止を確認できます。

※詳細は各水道事業体の指針に従ってください。

直結給水ブースタポンプをご使用のお客様へ!

直結給水ブースタポンプの故障は断水につながり、逆流が発生した場合には配水管を汚染する恐れがあります。そのため直結給水ブースタポンプ及び逆流防止装置は性能・機能を適正に保つため、年1回の点検を行う必要があります。
(※詳細は各水道事業体の指針に従ってください。)



■ 東京都の場合 ■

東京都給水条例 施行規程第八条の二は、一年以内ごとに一回、定期点検を行うことを義務付けています。

東京都給水条例 施行規程 (抜粋)

(増圧給水設備の定期点検)

第八条の二 増圧給水設備以下の給水装置の水道使用者等のうち管理責任を有する者は、当該増圧給水設備の次に掲げる機能について、一年以内ごとに一回、定期点検を行わなければならない。

- 一. 逆流防止機能
- 二. 運転制御機能
- 三. 前二号に掲げるもののほか、正常な運転に必要な機能 (平七水管規程一七・追加)

お見積りに必要な項目 (※印は必須となります。)

- 現場名称
- ご連絡先 (※)
- お見積りのご提出先 (※)
- ご使用頂いているポンプの型式 (※)
- ご使用頂いているポンプの製造番号 (※)
- 機器台数 (※)
- 設置状況
- ご質問内容

お電話でのお見積りも可能です。
お気軽にお問合わせください。



お問合せは最寄りの支社・支店・営業所までご連絡ください。
担当者よりプランのご説明をさせていただきます。

詳しくは、最寄りの荏原の支社・支店・営業所まで直接お問い合わせください。

最寄りの問合せ窓口は、インターネットで検索していただくか、右のQRコードをスキャンして当社ホームページにアクセスしてお探してください。

荏原製作所

検索

<http://www.ebara.co.jp/>



*商品改良のためカタログ内容を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

*カタログ中、「○○○型」の表示は当社の機種記号です。

*本カタログの内容を無断転載することを禁じます。



株式会社 荏原製作所

本社 〒144-8510 東京都大田区羽田旭町11-1 ☎(03)3743-6111
 東京支社 〒144-8510 東京都大田区羽田旭町11-1 ☎(03)6275-6500
 中部支社 〒451-0044 名古屋市西区菊井2-22-7 ☎(052)569-5311
 西大阪支店 〒555-0001 大阪市西淀川区佃4-7-3 ☎(06)6478-4496
 その他、支店・営業所・出張所 全国74箇所

ナビダイヤル

最寄りの支社・支店・営業所に自動的に繋がります。
通話料金は、お客様のご負担となります。

☎(0570)550-967